

令和元年度 第2回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

- 1 日時：令和元年12月24日（火）午前10時～
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - （委員）河野 東、白石則彦、田中美津江、遠山若枝、富田昌昭、新田治江、丸茂正樹、山際真理
 - （事務局）島田林務長、山本森林環境部次長、金子森林環境部技監、増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、堀込税務課総括課長補佐、前島森林環境総務課長、関みどり自然課長、鷹野林業振興課長、長池森林総合研究所主幹研究員、森林環境総務課企画担当（4名）
- 4 傍聴者の数 2名
- 5 会議次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 平成30年度森林環境保全基金事業実績について (資料1)
 - (2) 森林環境保全基金の管理状況について (資料2)
 - (3) 平成30年度森林環境保全推進事業の実施概要について (資料3)
 - (4) 平成30年度甲斐の木づかい推進事業の実施概要について (資料4)
 - (5) 平成30年度森林体験活動支援事業の実施概要について (資料5)
 - (6) その他
 - 4 閉会
- 6 議事の概要
 - (1) 平成30年度森林環境保全基金事業実績について

○司会

では、次第の3、「議事」に移ります。

議事の進行につきましては、委員長にお願いします。

○委員長

それでは、議事の1、平成30年度森林環境保全基金事業実績について、を議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○森林環境総務課長 資料1説明

○委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの資料1につきまして委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

私から一つ、お伺いさせていただきます。荒廃森林再生事業等は目標、計画数量に対して、少なめであったわけですが、例えば里山再生事業は、計画量を超えておりますが、これは何か特別な理由、背景か何かがあったのでしょうか。

○森林整備課長

荒廃森林再生事業につきましては、計画数量900ヘクタールに対しまして、実績は次年度繰越分を加えても815ヘクタールということで、少なくなってしまったのですが、要因としましては、実施した箇所のコストが高めに生まれて、なぜかといいますと、獣害対策に、想定よりも多くの経費がかかってしまいました。

毎年、事業実施箇所を見つけながら実施しているわけですが、この年は獣害の発生している箇所が多くあったということでありませう。

それから里山再生事業につきましては、110ヘクタールの計画に対して、次年度繰越分も含めて、実施は136ヘクタールでございましたが、これは実際の実施箇所を精査した結果、当初予定していた面積よりも、多くなったということでございます。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

甲斐の木づかい推進事業については、学校に補助が出ているのですが、これは学校などが自分たちの方から申請しているのでしょうか、それとも順番で回っているのでしょうか。

○林業振興課長

毎年、来年度に向けて、各市町村の教育委員会を通じて要望調査を行っています。

○委員

要望事項については、全校に行き渡ってはいるのですね。

○林業振興課長

はい。市町村や各団体を通じて周知を図っています。

○委員

はい、わかりました。

○委員

甲斐の木づかい推進事業については、当初から比べると、利用箇所が増えてきているというのは大変うれしいことだと思うのですが、当初はなかなか県内で作れなかったという事情がありました。

現状では製作会社が山梨県内で、賄えるようになってきているのでしょうか。

○林業振興課長

前期の途中で、より多くの方が参加できるようにということで、パイプ型で天板と、座面、椅子の座面と背もたれ部分のみ木造のものでも良いこととするなど、県内の事業者さんが参加しやすいようなルールの改正もした中で、取り組んでいるところでございます。

○委員

県内で作られているのですか。

○林業振興課長

概ね県内の業者で作られています。

○委員長

材料も県産材を使っておられるということでしょうか。

○林業振興課長

補助の要件が、県産材を使うということを要件にしておりますので、そのようになっております。

○委員

森林体験活動支援事業について伺いたいのですが。

この森林体験学習の内容を伺いたいのと、これは大体が保育園ですとか学校での事業の補助となっていますが、カリキュラムというか、遠足ですとか、もともとあった学校事業のプログラムに補助をしているのか、それとも、新たに体験学習を組み込みたいという要望で、そういった支援をしているのか、伺いたいです。

○みどり自然課長

学校でどのように取り組むかという点につきましては、小学校以上になりますと学習指導要領やカリキュラムがございますので、どうしても単独で森林体験活動という取り組み

がなかなか難しいところがございます。

支援先としては、各学校の学校教育の中で工夫して、単独で実施しているところもございますし、遠足に絡めてなど、工夫して実施していただいているところもございます。

実際活動している内容というのは、まさに千差万別ですけれども、例えば比較的小さなお子さんですと、ガイドがつきまして、山の中、林の中を歩くというものや、森の中の木などを拾って、木工を作るというようなところもございます。

少し年齢が上がってきますと、間伐の体験ですとか、森の中を歩きながらネイチャーガイドの説明を聞いていくというような多岐にわたった活動をしていただいているところです。

○委員長

資料1について、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

今回は、その活動の地図ですとか、写真等を、丁寧に資料で載せていただいておりますので、またそちらで何かご質問等があればしていただくのがよろしいかと思えます。

それでは議事の1につきましては、これぐらいにして、議事の2、森林環境保全基金の管理状況について、に進めたいと思えます。

○森林環境総務課長 資料2説明

○委員長

ただいまの資料2につきまして委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員長

一つ整理していただきたいのですが、年度を跨って翌年に繰り越してしまう分というのが、こういった管理状況からもうかがえるのですけれども、例えば場所が決まっている中でいつごろまでに、現場の作業を終えたら年度内に終わるとか、どこまで終わっていたら、例えば平成30年度の事業になるのかとか、その辺りの年度繰越の仕組みを教えてくださいませんか。

○森林整備課長

繰越ですけれども、県税を使った事業は、一部国の補助事業も活用しながら実施させていただいておりますので、基本的にそちらの仕組みに従っています。

国の補助事業は、他の事業と少し違う特徴的な点がありまして、事業を実施した者が、補助金を申請するタイミングというのは、事後申請方式といいまして、実施した後に申請をしていくということになっております。

しかも、事業実施した当年度中ではなく、次の年になっても、補助金の申請というの

ができることになっておりますので、いつまでに事業が終わらないと繰越になるというところは必ずしもはっきりとしているわけではありません。

○委員長

事後申請方式で、例えば当年度でも次年度でも、どちらの場合も、事業者の都合によって、起こりうるというお話ですと、例えば、当年度の予算として、場所が決まっていると思うのですが、それが次年度の予算になってしまうというようなことも起こり得るわけですか。

○森林整備課長

はい。実施する場所は、決まるわけですが、事業実施にあたりまして、所有者の方とお話をして、協定を結んだりとか、隣接地との境界を確定したりとか、そういったことに不測の事態で、時間がかかってしまうというようなこともありまして、そういうことで、繰越というケースが出てくるということでもあります。

○委員

大変ですね。そういうのは今年やろうと思ってもできなかったとか、他の事業みたいに思うようにいかないかもしれないし、大変だなということを感じました。

○林務長

元々が管理できない荒廃森林を整備するわけですので、場所の特定とか、隣接者との境とか、そういったことに非常に時間がかかるところです。これらを解決して、整備をしていかなければならないということで、税金をいただいておりますので、必ずその年に計画したものがその年に実施するというのを基本でやっておりますけども、そういった事情で遅れるもの、やむを得ずその期日までにできないものについては、翌年度に繰り越すといった仕組みで実施しております。

○委員長

この管理状況を拝見したところ、大体、積立の総額が3億円近い金額の中で、次年度の繰越は、昨年度が500万、今年も700万程度ということで、大部分が執行されて、いわゆる積立側も執行側も、非常に安定した感じに運営されているということがうかがわれます。

ほかにご意見、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、議事の3に進みたいと思います。議事の3、4、5については各事業の実施概要ですので、まとめて議題とさせていただきます。事務局からご説明をお願いいたします。

○森林整備課長 資料3, 3-1, 3-2説明

○林業振興課長 資料4説明

○みどり自然課長 資料5説明

○委員長

ありがとうございました。

資料の5まで、ご説明をいただきました。

ただいまの資料につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○委員

森林環境保全事業推進事業の資料3ですけれども、主体事業者の欄のところはすべて森林組合になっているようですが、個人の事業者さんですとか林家の方は、その中に所属するという形になっているのでしょうか。

○森林整備課長

この事業主体につきましては森林組合だけではなく、民間の事業者の方も実施していただくということも、制度上は可能になっておりますが、実態としては森林組合が非常に多くなっております。

また、民間の事業者は、森林組合から現場の作業を請負って実施するという形で、この事業に参加していただいているというケースは非常にたくさんございます。

○委員

もう1点、森林環境保全推進事業の実施概要のところは、獣害対策のことがあるのですが、これは、電気柵などなのか。またそれも含めた予算になっているのか、伺いたいです。

○森林整備課長

獣害防除対策としては、柵を張って侵入を防止するというものや、資料3の4ページの下の写真ですけれども、間伐をして残った木に、根元から、2メートル弱の黒いネットを巻きつけて、これでシカが皮を剥いたりするのを防止するといった方法もございません。

その他に、例えば広葉樹の森づくり事業などで植栽したばかりの小さい木に一本一本ネットをかけて、食害を防ぐというような方法もございます。

そういったものもこの事業費に含まれておまして、税事業の対象ということにしております。

○委員

資料を拝見しますと、実施箇所によって単価が随分違うような気がするのですが。それぞれ、急峻の場所であるとか、なだらかな場所であるとか、場所によって施業が違うことは私も承知しているのですけれども。

例えばどこかで実施をして、それが非常にコスト的にも効果的にもよかったので、それを推進するとかですね。そのような実証実験的なこと実施しているのでしょうか。

私たちもいろいろなことを実施していますけど、なかなか単価が定まりません。できるだけコストを下げる方法を使うというのが通常だと思うので、なにか一定の基準があるのでしょうか。

○森林整備課長

単価につきましては、例えば傾斜であるとか、獣害対策を実施するかなど場所によって、標準単価というものを作って決めています。

箇所ごとの検証ということは、全ての実施箇所では難しいのでできていませんが、こういったことをやったら、こうなるという、こういう効果があるというのは、10数箇所です長期間にわたってモニタリング等していますので、こういったものの中で、検証をしているということでございます。

○委員

資料3ですが、荒廃森林で搬出間伐という事業内容が出ているのですけれども、これは年間、どのくらいの搬出量がありますか。

今後、搬出を増やしていくのか、一定の量だけで済ませるのかというところを聞きたいのですが。

○森林整備課長

平成30年度、この事業で、搬出した材積は、約6,300立方メートルぐらいになっています。

この事業は国の補助事業を活用しております、補助の要件を満たすように最低限の搬出を行う必要があります。

切り捨てる箇所が面積にすれば9割近く、残りの1割ぐらいは搬出するというので、補助要件を満たすよう実施しております。この事業の趣旨は、基本的に条件の悪いところを実施するということですので、できるだけ搬出が困難なところを中心に実施していくということで、搬出材積を伸ばしていくという考えは特にありません。

○委員

搬出についてですが、県有林でも部分的に利用できる木材は、伐採したあと搬出しているようのですけれども、山登りをしますと、森林の中に間伐した伐採木がかなり残されていまして、傾斜の厳しいところは搬出が無理かと思いますが、この、搬出のために、林道の

整備や搬出するための作業経費も事業費の中に含まれているのでしょうか。

○森林整備課長

この事業の中では、林道の開設というは入っていませんが、林道からの作業道について、必要などころには、開設も事業費に含めて補助をしているところでもあります。

○委員

以前、私たちも民間で町有林の伐採をしたことがあり、その時に聞いた話では、30年生、40年生のヒノキを伐ったのですが、その持ち出しをするのに経費がかかり、森林組合の人たちも予算がないのでそのまま放置するという話を聞いたことがあります。

ぜひ、そういうものに対する事業費を組み入れて、できるだけ森林に日が当たるような形、植生が戻るような形にしていきたいと思います。

それともう一つ。

山に登っていて思ったことは、植林をして、獣害防除のために網をかけますね。その網をかけた箇所が、雪とか雨で流されたり、風で倒されたりしてそのまま放置されているところがありました。植林をして獣害から保護した以降のメンテナンスをされているのでしょうか。

最近、私があちこちの山に登っていて感じたことは、雪で倒されたり、もう倒れて枯れてしまった木も結構あったんですね。そういうところへの維持管理も整備の中に組み入れて欲しいと思っています。

○森林整備課長

獣害対策のメンテナンスですけれども、非常に重要だと思います。この事業では、実施にあたって森林所有者の方と森林組合等の事業実施主体と県の3者で協定を結んでおりますけれども、その中で、森林所有者の方と事業実施主体の方には、この事業実施後の森林の管理、今言ったような獣害防除施設のメンテナンスも含めて、きちんと維持管理を実施してもらおうということにしております。メンテナンス自体、この事業で補助しているわけではないですが、そういった仕組みで担保しているところです。

○林務長

最初のご質問で作業道を整備して木をたくさん出したらいいじゃないかというご意見をいただきましたけれども、これまでもこの委員会ですとか森林審議会等でもそういったご意見が非常に多い中であります。

最初に私が挨拶で言ったように、木材生産量を増やしたいということは大きな課題です。

しかし、この事業は県民の皆さんにご理解いただいて県民税に上乗せさせているのは、荒廃森林を整備するため。これは1万9000ヘクタールを、20年で整備していきたいでしょうと。

ですから、できるだけ先ほど単価の質問もありましたけども、単価をかけずにたくさん
の面積の切捨間伐をしていくということが一番大切なことだと思います。

国の補助要件等で一部搬出しているところもありますけども、それはできるだけ抑え
て、搬出するとお金かかりますので、搬出した場合には補助金もその分減らしていると思
います。

それよりも切捨間伐を進めて、荒廃森林をなくして、林床の植生を回復するといったこ
とを実施しておりますので、搬出の方は、なるべくしないということでやっております。

○委員

今のご回答で私も納得をしましたけど、これが発足した当時は荒廃した森林で、林道か
らも割と離れた場所で、手つかずの場所を実施するというのがこの税の目的だったはずで
すね。しかし、状況も変わってくるので搬出も必要ですし、それも、実施するべきだと思
いますが、その辺の特徴をおさえた上で、税の使い道を考えていただきたいということ
と、今回、地図を作成していただいて本当にわかりやすくなったと思います。

この地図で、例えばここには林道がどう走っているとか、林道から離れた場所をこの税
で実施していますよということがはっきり示せると思うので、できれば林道などをこの図
面に入れていただくと、説明が付きやすいのではないかと思います。

また、甲斐の木づかい推進事業ですけれども、先ほども林業振興課長さんからお答えい
ただいて、県内で作ることができたということも、大変うれしいことだと思いますし、こ
こには子供たちに木材の良さとか先生方に木材の温かみを知っていただくとか環境教育と
かそういう部分もありますけれども、例えば木工業者を育てていく、そのようなことにも
繋がってくるので、もう少し、金額を増やしていただいてこの事業を拡大していつてい
ただくことが、地域振興にも繋がるかと。

木工業者を育成していかないと、材を丸太のまま商売することはできても、地域の振興
には繋がらないと思いますので、ここの部分の事業拡大を是非ともお願いしたいと思
います。

○林業振興課長

2分の1補助というところもあって、導入する施設の方も、予算を工面しなければなら
ないというところで、現在、要望しているところにはお答えできているという状況です。

こういった事例を周知することで、他のところでも取り組んでもらえるような、働きか
けをしていきたいと思っています。

○委員

甲斐の木づかい推進事業のことで、木の利用ですけども、こちらに書かれているのは木
製品の机や椅子など、一度導入したらそれで完了というものが多いかと思いますが、使い
捨てになっているもの、例えばお塔婆みたいなものは、本来地元のものを使うべきでは
ないかと思っていますが、コストがかかるということもあります。

また、山梨は本当にいろんな催しものがたくさんあると思いますが、プラスチック食器のリユースはかなり浸透されてきて、良いことだと思いますが、木製の使い捨て食器というのも、他県ではかなり実施されているようですが、ちょっと高いんですね。県産材の箸だとか県産材の簡易食器、昔、お肉屋さんで包んでもらった経木に近いものらしいです。数十分お皿として使えるようなものですけども、結構すてきなデザインを作っている業者があって、そういったところにも支援があれば、県産材の利用等、いろんな形で啓蒙活動にも繋がるのではないかと思います。

○林業振興課長

税事業の中で、甲斐の木づかい推進事業を入れさせていただいておりますが、県産木材の利用というところも一つの柱としているのですが、児童生徒が、木に触れ合うことで、森林の大切さなどを知ってもらうということで、税の事業に組み込んできているところでございます。

県産材を様々なところに使うということは、おっしゃるとおりでございますが、ご提案のあったものがずばりではないのですが、需要が見込まれる製品の開発に対して、税事業とは別に今年度から助成をしたり、様々な分野で、県産木材が利用されるよう、取り組んでいるところでございます。

○委員

今回、実施箇所の地図をつけていただいて、特に地元の方々には非常にイメージがわかりやすくなったかと思いますが、例えば、峡東あたりを拝見いたしますと実施箇所が比較的集中しているようにも見えますが、これは森林経営計画の中に含まれているということでしょうか。

○森林整備課長

国の補助事業を活用しておりますので、森林経営計画を立てて、特定の地域の中で、その年はやるというようなことがありますので、1か年だけ見ると、特定の箇所に集中して実施しているように見えるというところはあるかと思います。

○委員長

対象地としては森林経営計画の中に組み込まれている林分も、この事業の対象になっているということですか。

○森林整備課長

その通りです。

○委員長

確かに間伐等の事業で、県の独自財源、単体でやるということは普通考えられません

ので、国の補助金と組み合わせて、特に搬出できないところをうまくより分けて、使い分けながら使っているのだと思います。

今回、地図をつけていただいて、何となくイメージが湧いたような気がいたします。

○委員

森林体験活動支援事業について、申請をした団体は、今年の実績から見ると、ほとんど教育関係ですけれども、森林整備のために体験活動をいろんなNPO法人とか団体が実施していると思いますが、市町村から推薦があれば対象になるのでしょうか。

○みどり自然課長

現在、実施している団体の募集方法につきましては、令和2年度の予算を立てるために、前年度の令和元年度中に学校等を対象に意向調査をして、その調査結果を取りまとめた上で決定をしているというところでございます。

例えば、平成30年度は14件に対して補助したところですが、今まで調査をさせていただき、希望のあった学校等に対しましては、希望額の満額とはいかないのですが、補助させていただいているような状況でございます。

○委員長

全体を通じてでも結構ですので、委員の皆さんから何かご質問、ご意見等ございませんか。

○委員

今回、平成30年度税事業の実施箇所ということで、地図に掲載してありますが、当初から実施したものについて載せていただければ、大体県土のどのくらいの箇所が整備されているか、ある程度わかってくるのではないかと思います、大変でしょうか。

○森林整備課長

平成24年度から実施しておりますので、その実施箇所を過去に取りまとめたものがあつたかと思うので、それを少し集約すればできるかもしれませんが、少し時間はかかるかもしれません。できましたらその機会に用意をさせていただければと思います。

○委員

理由としては、県内には、荒廃森林がまだまだ大分あると思っています。その荒廃森林を今後も整備していかなければならないですが、やはり所有者の取りまとめが困難になってきているのではないかと考えています。

森林組合や一部市町村も絡んで実施しているようなところもあるのですが、結構取りまとめが大変のようで、これを20年間本当に続けられるのかという部分で、やはり大変な思いをしてくるのではないかと考えています。どのような感じでの先を見えていますか。

○森林整備課長

おっしゃる通り、森林所有者の方を見つけてお話をし、協定まで同意をしてもらうというところについては、やはりだんだん難しくなってくるころはあるかと思っております。

そのための経費も、この事業の中では見ているわけではありますが、それに加えてまた森林経営管理制度ということで、市町村が所有者の方に意向を聞いて、経営管理をどうするのかという仕組みも、今年度から新しくできましたので、そういったものと絡めながら実施していくことで、進めていければと思っております。

○委員

税の目的が、先ほどみたいにおぼれてくる可能性があるし、おぼれて当然、自然のことですから、実施しながら修正していくのはわかりますが、いろいろな税の使い方があるじゃないですか。

今度、国の森林環境譲与税も施行されると、私たち素人には全部一緒のものに使えるのかっていう認識を持ってしまいかもしれません。

ですから、この税についてはこういう目的を持って作られたものです。このため、こういうことに使います。そういうことをもう一度再認識するような、広報活動が必要かと思ったんですね。

例えば山梨県の独特のこの森林環境税を、どういう目的で、何について主に使われるのかとか、森林環境譲与税は今度どういう目的で何に使われるのかとか、そういうことははっきりしないと、全部一緒になってしまってもわからないですね。

ですから当然セーブがかかったり、何か規制がかかったり、この税はこの目的ではないのでここには使えませんよっていう説明は、あつてしかるべきだと思うので、そういうことをもう少しはっきりさせるような広報活動が必要ではないかなと感じているのですが、いかがでしょうか。

○森林環境総務課長

県の森林環境税、そして国の森林環境譲与税、二つあるということで、なかなか県民の皆様は区別が難しいというご意見でございました。

まず、広報につきましては、例えば私ども木もれ日という先ほど説明した冊子がございます、そういったものでご説明をしていくということがあるかと思えます。

また、県のホームページ等で説明していくということもございます。

ただ、それが多くの方々に税の趣旨、目的というものが浸透していくのは、まだ十分ではないと考えておりますので、やはり、ホームページだけということではなくて、何らかの冊子等を発行する場合には、やはりその違いなどをできる限り皆様に知っていただくことに努めて参りたいと考えております。

○委員

今ちょうど税金のお話が出ましたけれども私は法人会というところから来まして、法人会というのは税の啓蒙活動をしているところです。

事業の一環として小学生とかに税金教室というのも、定期的を実施していますが、税金教室も実際その税がどういうものに使われているのかが見えたらより良いのではないかと、例えば間伐の現場を見学したりとか、また見学するだけでは小学生も面白くないということであれば、森林体験も絡めたりとか、そういったものを例えば法人会の方で計画する際には何かご協力をいただけるのでしょうか。

○森林環境総務課長

県の方も、例えば森林総合研究所の出前講座や、様々な形で森林環境税について説明する機会がございますので、そういった制度を使っただけであれば、こちらの方から詳しいものが行って説明するということが可能です。

○委員

ありがとうございました。

○委員

先月でしたか、森林環境税のことをテレビで放映するからという連絡をいただいたのでテレビを見ました。あのように広報で流せば、多くの人が見てくれると思いますが、参考までにテレビは、放映してお金がかかっているのですか。

○森林環境総務課長

テレビにつきましては、県の広聴広報課というところで、県の様々な事業を紹介するというのでございますので、森林環境税の事業としてはお金がかかっておりません。

○委員

そうですね。そういう時にPRすればいろんな周知徹底ができるので、利用していけば良いかと思います。

○森林環境総務課長

今回、国の森林環境譲与税も始まりました。そして、県の森林環境税を平成24年から実施して参りましたので、良い機会ということで今回PRをさせていただいたということでございます。

○委員長

他に委員の皆さんから、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

この機会ですから、どんなことでも、結構だと思いますけれども、大体よろしいでしょ

うか。

その他の部分につきましては、県の方から議題のご用意はないということですので、もし委員の皆さんから何かなければ、これで議事を終了したいと思います。

○司会

白石委員長、それから委員の皆様、ありがとうございました。
それでは閉会にあたりまして、林務長から挨拶を申し上げます。

○林務長

委員の皆様には本当に貴重な意見をありがとうございました。

特に税の基本であります考え方、これは平成23年に議論した時に、それまで議論してきた、県民の皆様に納得して納税していただく貴重な財源ですので、そこをしっかりと押さえていくと、そういったご意見についても、もっとしっかりとやっていきたいと思えます。

また、やはり広報活動等も大切だと思いますので、納税教室というお話がありますけれども、ぜひ協力させていただきながら、いろんところでこれが説明できる機会をいただければありがたいと思えます。

いただきました意見、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

地図につきましても、これは現在3年目ですけど、5年経つとまた次期計画をご審議いただくこととなりますので、数年後からは、国の森林環境税等の納税も始まりますので、そこはやはり、税を納めていただく県民の皆様にはしっかりと説明責任を果たしていかなければなりませんので、そうしたことをするためにも、ご意見を参考にしながら、しっかりと取り組んで参りたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

○司会

以上をもちまして、令和元年度第2回森林環境保全基金運営委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。